

第63回京都大学11月祭全学実行委員会

2021年10月24日(日)

【注意事項】

- 注意1 表示名は、「企画名_氏名」あるいは「団体名_氏名」としてください。
- 注意2 本会議のレジュメは、11月祭公式Webサイト(<https://nf.la>)に掲載されております。ユーザー名およびパスワードは、事前に連絡したものをご利用ください。
- 注意3 本会議のミーティングのURLやパスワード、レジュメ掲載ページのユーザー名やパスワードなどを他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意4 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意5 発言を希望する際には、Zoomの「手を挙げる」機能を使用してください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意6 発言時には、企画名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を企画名あるいは団体名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意7 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意8 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意9 議決・承認は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用して行います。
- 注意10 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に、当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては、個別に判断します。
- 注意11 本会議は、本日16:00には、閉会します。

第7回 議事録

開会時刻 14:00

閉会時刻 16:10

委員長 開会する。議事案について話す。

事務局 レジューメ「第63回京都大学11月祭全学実行委員会への提案」を見てほしい。レジューメに記載の議事案について、異議はないか。

委員長 異議や質問はないか。挙手をもって承認とする。

(承認)

委員長 承認された。議事に沿って進めていく。まずは、開催形態決定に伴う声明文について。

事務局 レジューメの「2.開催形態決定に伴う声明文について」を見てほしい。これまでに、完全オンライン開催に賛成できない旨の意見があり、それを明記してほしいという意見があった。それを受けて、意見を集約して、声明文として適切に発表すべきと考えた。全学に向けた声明文を発表することを提案する。

委員長 質問はないか。

A レジューメ本紙と別紙による提案だと思うが、議事の進行は、どのように行うのか。声明の趣旨が妥当かどうかという議論も行うのか。

委員長 レジューメ本紙について、異議や質問はないか。次に、レジューメ別紙の「1.声明の趣旨」について、異議や質問はないか。

A 開催形態決定に関する附帯決議というのは、以前の会議における決議に基づくものか。

事務局 附帯決議の内容は、9/26の会議での決議内容に基づいている。

委員長 その他、レジューメ別紙の「1. 声明の趣旨」について、異議や質問はないか。

A 「判断材料が不十分であった～」という記載があるが、会議内での発言として明確には確認できていない。実際に、このような旨の発言はあったのか。

事務局 担当者に確認をとるので、少々待ってほしい。「声明の趣旨」の「一、」は、全学実の会議での発言に基づいて主に記載されている。「二、」は、主に事務局の見解と認識が記載されている。

委員長 レジューメ別紙の「2. 声明」について、異議や質問はないか。

A レジューメ別紙の「2.1.大学当局の主張における非合理性について」について。確かに、これまでの全学実での意見を総合すれば、レジューメに記載のような認識ができるが、全学に向けて発表する際には、全学実と事務局の違いについて、あまり認識されない

と思われる。非合理性がない可能性がある。対面開催を行った際の危険性が京大当局によって指摘されたが、これは必ずしも非合理的な指摘であるとは言えず、このような発表をすることが適切ではない可能性がある。

事務局 声明文の内容については、前回会議で出た意見を基に作成した。前回全学実で出た意見を採用するという承認はなされていないので、変更することは可能である。

委員長 他に意見はないか。

A 他に特に意見がなければ、提案があるので、いったん「2.1. 大学当局の主張における非合理性について」は後回しにしてほしい。

委員長 他に意見はないか。

A 「2.2.課外活動および11月祭の対面開催の意義について」について、京大当局が対面開催の意義について理解を深めることはできたとしても、議論を深めることはしない。議論を深めることを声明文に記載するのであれば、議論を深める主体は、あくまでも全学実であるべきである。事実というよりは、表向きに発表する際にどうか、という問題である。

B 「2.1.」に記載されている文言について、どのような発言を基にしているのか、具体的に気になる。「2.2.」について、この文面だと、京大当局が議論を深めることを求めているように感じられる。理念的には、学生が議論を深めて、京大当局に理解を深めてもらうことを求めるべきであると理解している。表現を改めることについては、賛成である。第61回の飲酒規制に関する附帯決議を参考にして編集してもよいと思う。

事務局 まず、「2.1.」の作成経緯について。前回全学実の最後に、声明文に記載する内容について意見を求めた。その中での発言を基に、作成している。「2.2.」については、特に異議がなければ、先の2人の意見を踏まえて、修正することができる。

委員長 「2.2.」の最終文について、先の2人の意見を踏まえて変更することについて、異議や質問はないか。

C 「2.2.」の変更というのは、11月祭は、学生が主体であるから、京大当局が議論に参加するのではなく、学生で議論を深め、その次の段階として、学生と京大当局との交渉がなされるべきであるという理解に基づいた変更か。

委員長 先の2人の意見を踏まえて、全学実において議論が深められるべきであると認識している。

B 同様の認識である。

A 同様である。

委員長 「2.2.」の最終文の変更することについて、異議や質問はないか。この変更は、事務局が行い、作成された文章を事務局が提案するという流れで問題ないか。

事務局 問題ない。

委員長 他に意見はないか。

A 「2.1.」の訂正案がある。「大学当局は学内で感染者が実際に発生している状況に関わらず、課外活動および正課を部分的に対面で行うことを認めている。ところが、当局の認定はあくまで厚生課課外活動掛に届け出がなされた学内の課外活動の内容を根拠に下されているものであり、対面開催した際の防疫のために投下すべき労働力などコストの現実的な比較衡量をしているものとは言いにくい。したがって、当局の認定は非合理的であると言わざるを得ない。」という訂正案を提案する。「2.1.」の「しかしながら、」以降の文章の変更案である。

事務局 この案を基にして変更し、提案することとする。

B 変更案について、質問がある。「対面開催した際の防疫のために投下すべき労働力などコストの現実的な比較衡量をしているものとは言いにくい。」という部分がわかりにくい。具体的に説明してほしい。

A 非合理的であるという判断自体が急すぎると認識している。前回会議のレジュメにおける記載を参照して、防疫のための検討が十分になされたとは言えないと思った。そのため、このような記載を含めた。

委員長 「2.1.」の後半部分を変更するということであったが、それについて、他に意見はないか。

C 変更案について、「ところが、」以降の主旨が簡単には理解できなかった。「当局の認定」とは何か、など不明な部分があり、非合理性を表現するには不十分である。具体的な説明をしてほしい。

A あくまでも、非合理的であるかどうかについては、簡単には判断できないと認識している。課外活動を認めているのに、対面開催は認めないということが非合理的であるように思われるが、事実として、教育推進・学生支援部の見解として、現在認めている課外活動であれば感染拡大危険性が許容できる範囲内であるという見解が発表されており、規模が異なるので、必ずしも非合理的であるとは言えない。課外活動と対面開催では、規模が異なるので、致し方ないと理解することもできる。実際に対面開催が行われた場合に数万人の一般来場者を管理できるかどうかについて、十分な議論がなされていない中で、単純に京大当局の判断を非合理的であると理解することは難しい。

C 11月祭の規模が大きいため、課外活動とは異なって、感染拡大危険性を無視できないという判断は、必ずしもダブルスタンダードであるとは認識できないということであると理解した。

A オンライン開催をしておけば無難であるという判断があったようにも理解できる。

C 対面開催をする際に必要な感染症対策を十分に検討せずに、無難なオンライン開催を京大当局が要求してきたという理解で間違いはないか。

A そのような理解で問題ない。

B 非合理性について、変更案を提案したい。「今年度11月祭の開催形態についての交渉の場において、11月祭における感染拡大リスクが抑えられなければ対面開催は認められないという旨の発言が大学当局からなされた。当局は「感染症研究者ほど高い水準で科学的なリスクを検討することは学部にはできない」と述べているにもかかわらず、「現在認めている程度の課外活動であれば、感染が広まるリスクが許容できる範囲内であると考えている」として、学内で感染者が実際に発生している状況において課外活動および正課を部分的に対面で行うことを認めており、そうした当局の姿勢に非合理性を感じる者もいる。11月祭は、他の課外活動等と規模が異なることは理解できるが、～」という変更案を提案する。

A 「非合理性」という言葉は、この議論が生じる言葉であるとは思われない。別の変更案を提案する。「～当局の認定はあくまで厚生課課外活動掛に届け出がなされた学内の課外活動の内容を根拠に下されているものであり、対面開催した際の防疫のために投下すべき労働力などコストの現実的な比較衡量をしているものとは言にくい。したがって、当局の判断は拙速であると言わざるを得ない。」という変更案を提案する。上の変更案に続ける形での提案である。

委員長 先の2人の変更案を確認する。2つの変更案を単純に接続した案を新たな変更案として考える。異議や質問はないか。

B 「当局の認定はあくまで厚生課課外活動掛に届け出がなされた学内の課外活動の内容を根拠に下されているものであり、」という部分が不明瞭であるように感じた。

A その部分については、不明瞭であるため、省いても問題ない。意見があれば、教えてほしい。

委員長 異議や質問はないか。他にも意見はないか。

B 先の自身の提案の「理解できるが、」に続く部分として「当局は、11月祭の対面開催の実現可能性を探るために全学実との間で行うべきであった、防疫のためになすべき対策などの検討が不十分なまま、全学実に対して対面開催を認めない旨を通達した。したがって、当局の判断は拙速であると言わざるを得ない。」を提案する。前回までのレジュメなどを踏まえての提案である。事務局が集約した意見については、含まれていないので、そういった点を考慮して、修正してほしい。京大当局との信頼関係も重要であるため、批判はするが、全くもって的外れではよくない。交渉窓口となっている事務局として、極度に信頼関係を失うものでないか、確認してほしい。

事務局 全学実に通達したわけではなく、対面開催を認めないという意向を事務局に表明されただけである。変更案を参考にしつつ、詳細な文面を考えていきたい。

B 意向を示したというような表現に変更されることで問題ない。

委員長 他に意見はないか。他に意見がなければ、これまでの議論を基に、声明文案を再度、事務局が作成するという形になる。

A 「2.3.」について、2件ある。「実務および準備の負担を考慮」したものと「不十分な情報を以て開催形態が消極的に承認された」ことについて、明確な関連があるとは判断できない。「実務および準備の負担を考慮したもの、」という表現の方が適切ではないか。また、「次年度以降の11月祭開催に向けて」の記載があり、内容はもっともであるが、今年度の判断の合理性についての言及がなされることになる。「より合理的な」や「より建設的な」という表現にした方がよい。些末なことであるが、意見があれば聞きたい。

委員長 異議や質問はないか。事務局は、意見はないか。

事務局 意見を参考にして、新たな案を提案することとしたい。

委員長 他に意見はないか。なければ、これまでの意見を踏まえた声明文案を事務局が作成することとする。

事務局 声明文案の「2.1.」については、最初のレジュメ別紙の内容から変更していない。

「2.2.」および「2.3.」については、意見を踏まえて、適宜変更している。意見はないか。

委員長 事務局の変更案について、異議や質問はないか。

事務局 変更案について問題なければ、承認にかけたい。

委員長 挙手をもって承認とする。

(承認)

委員長 次に、議事「3. 予算案の承認について」に移る。

事務局 レジュメ「3. 予算案の承認について」を見てほしい。予算案を提案する。

A 感染症対策費について、0円となっているが、これは前年度分の物品が残っているという認識で問題ないか。

事務局 その認識で問題ない。

B 企画収録を行う場合に、感染症対策を行う必要があると思う。その消毒に必要な物品があるのではないか。

事務局 消毒液については、前年度予算で購入されたものは余っているため、それで足りるという想定である。

委員長 異議や質問はないか。挙手をもって承認とする。

(承認)

委員長 次に、議事「4. 非公認団体の活動について」に移る。

事務局 現在、京大当局が発表しているマニュアルでは、公認団体のみ活動可能であるというこ

とになっている。非公認団体のメンバーを全学実の構成員とすることで、公認団体としての活動として、活動できることとしたい。

委員長 以上のこと以外に、質問や提案はないか。

A 非公認団体の活動について、全学実の構成員とすることは理解できる。京大当局から、全学実としての感染症対策を要求された場合には、どうするのか。非公認団体のための活動マニュアルなどについては、事務局が作成して、非公認団体に提示するという形式でもよい。

事務局 事務局では、既に企画種ごとにガイドラインを作成している。それに従って、活動してもらう予定である。

A 企画種ごとに感染症対策をするという認識でよいか。京大当局に要求された場合には、どうするか、確認したい。

事務局 既に、京大当局に企画種ごとのガイドラインを提出している。

委員長 他に、議事以外に何かないか。

事務局 前回の全学実において、「のべんばくん」についての質問があったが回答していなかった。担当で検討した結果、「のべんばくん」では全学実の広報を行わないということになった。現状の「のべんばくん」の運用方針として、積極的に広報ツイートを行わないということがある。それを受けて、このような判断をした。これに対して、意見や質問はないか。

委員長 異議や質問はないか。

B 純粋な広報を行わないということであるが、事務局は「のべんばくん」をどのように認識しているのか。

事務局 「のべんばくん」の目的としては、従来の事務局の公式アカウントが純粋な広報を行っている。一方で、「のべんばくん」は自由にツイートを行うことで、より広く、11 月祭を知ってもらうことを目的としている。

委員長 他に何かないか。

A 9/26の資料や議事録を参照する機会が多かったと思う。それらの資料をもっと公開してもよい。事務局がすべて確認してもよいが、資料を公開した方がより多くの人が確認できる。

委員長 議事録の承認に移る。議事録について、異議や質問はないか。挙手をもって承認とする。

(承認)

委員長 他に何かないか。閉会する。